

今月の
テーマ : COP28 を終えて…

2024年1月 Vol.32 No.1



環境と文明

認定 NPO 法人 環境文明 21 会報



考え方や行動を変える

藤村 コノエ

能登半島地震、羽田事故と心の痛む年明けとなりましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。昨年も異常気象の激化、ウクライナに続きパレスチナでの戦争、国内では政治と金の問題や企業の不祥事など暗いニュースの多い年でしたが、その一方で、COP28では化石燃料からの「脱却」が明記され、当会 30 周年記念イベントも無事終わり、大谷選手や藤井棋士など次世代の活躍など明るいニュースに救われる一年でもありました。悲しい出来事で始まった新年ですが、皆で力を合わせて様々な困難を乗り越え、少しでも明るい年にしていきたいものです。

ところで昨年 11 月に『持続可能な世界に向けた新たな環境教育』という本を出版しました。内容について横山裕道さんが書評で(14 頁) 紹介してくれていますが、環境の危機、暮らしと命の危機、人間性や民主主義の危機など、現在と将来への不安が増す中、こうした危機を乗り越えるには、私たちの考え方や行動を変えるしかない。そのためには、学校だけでなく市民・企業の学びを大きく変える必要があるとの思いから書いた本です。本で

は、経済に翻弄されない本来の教育や学びの価値を取り戻すことや、環境教育のやり直し、市民教育や政治教育、哲学・倫理教育、メディアリテラシー教育の強化など 5 つを提案しましたが、混沌とした現状を見ていると、政治家や官僚、企業トップも含め全ての人の学び直しが必要だと改めて感じています。

例えば、今回の政治の混乱は日本では違法の政治家への企業献金の抜け穴としてのパーティ券が問題になりましたが、気候変動やエネルギー、原発問題などは政治や企業活動に大きく左右されます。私たち NPO は常に炭素税の早期導入や石炭火力や原発の早期廃止を訴えています。短期的経済を優先する昨今の政治は、これらに反対する産業界の声を受けて本質的解決策を先送りするばかりで、気候・エネルギー政策の遅れは顕著です。資金力と組織力に勝る産業界は、自らの利益拡大のためにパーティ券購入などを通じて政治家に働きかけ、政治家も資金と票獲得につながる産業界の声を重視、環境省の弱腰もあって短期経済重視の政策になるわけです。この背景には政治規制の甘さだけでなく、根底に

は倫理観の欠落があり、長期的視点での国民の幸せと社会の持続性よりも「今だけ金だけ自分だけ」という風潮が政治家や企業の間でも蔓延しているからです。勿論そうではない政治家や経営者も私の周りにはいますが、権力などとは無縁の方が多くようです。

一方、政治家を選ぶのは私たち市民ですが、政治への無関心やあきらめ、より良い暮らしと社会のために自らが何かしようという自治意識や市民意識の低さ、明日の環境よりも今日の経済が大切といった誤った認識が政治の混乱や環境政策の遅れの一因になっています。年末に環境活動を行う若者の意見を聞く機会もありましたが、彼らでさえ、投票の意義をあまり理解しておらず、政治や環境についての学校教育の不十分さを指摘する声も聞かれました。

2016年9月号「風」で、『「知性」と「人間性」を見失わないように』というテーマで、日本に限らず世界中で、「今」「金」「自分」しか見ようとせず、考えることを放棄し、判断も行動も責任さえも他人任せの「反知性主義」的傾向が広がりつつあること。その解決には自ら考え判断し実践する力、根源的問いに向き合う思考力、他者と人間的に向き合う力、社会に参画する「市民」力など、言い換えれば、真の「知性」と「人間性」を育む教育・学びが大切と書きました。しかし、昨今の政治の怠慢や企業倫理の喪失、AIに過度に傾倒する人々を見てみると、「反知性主義」的思考がさらに深まり、それが若者にも影響しているようです。

そんな中でも、「知性」と「人間性」を持ち現状の困難を乗り越えようとする人は私の周りにもたくさんいます。また今回の地震による悲しみや苦境の中でも助け合い労わり励まし合う人々、羽田事故でも地道な訓練を重ねた乗務員の冷静な判断とそれに従う乗客の

姿を見てみると、まだ日本にも知性と人間性を持った人がいることに勇気づけられます。

著書では、前述の5つを繋げた新たな環境教育・学びを提案しましたが、中でも、当会提案の「脱炭素時代の倫理」を基盤に、厳しい環境の中で生きる意味や本当の豊かさを考え議論し実践に繋げることが大切だと思っています。特に政治家や経営層が謙虚にこうした倫理を学び変わることができれば、知性と人間性を持つ多くの人々と共に、健全な民主主義も倫理ある経済も実現できるはずです。

環境派のバイブルとも言えるシューマッハ著の『スモールイズビューティフル』にも、“教育は最大の資源”で、“教育の核心は価値の伝達”にあり、“原子力の危険、遺伝子工学の発達に伴う乱用の恐れ、商業主義の弊害、こうした問題への対策は、結局、教育の普及と向上に帰する”とあります。教育や学びは時間もかかり、即効薬にはなりません。今、それを怠れば、先はありません。しかし、私たち一人ひとりが学び行動が変われば、人間が招いた災いである気候危機や原発問題なども解決し、戦争も防げるはず。地震という自然災害さえも人間がAIなど技術を使いこなせば被害を最小限に止めることができるかもしれません。諦めずに、私たち一人ひとりが、今より少しでも知性と人間性をもって努力をすれば、道は開けると思うのです。

30周年記念イベントでは、当会がこれまで積み上げてきた持続性の智慧や倫理（知性と人間性）を次世代に繋いでいくのが当会の使命とのご意見も頂きました。全ての生命と活動の源の「環境」を基軸にした包括的な教育や学びが多く場で実践されれば、人々の考え方や行動を変えるきっかけにはなるはずです。そう信じて、今年も当会らしい活動を進めていきますので、引き続き、ご支援ご協力をお願いします。

政治バランスを反映した微妙な合意：COP28 の概要

ながれ

亀山 康子 (かめやま やすこ) / 東京大学大学院 新領域創成科学研究科
サステイナブル社会デザインセンター センター長 / 教授

1. COP28の背景

2023年11月30日から12月13日まで、アラブ首長国連邦(UAE)・ドバイにて、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)をはじめとする気候変動会議が開かれた。中東で初めて開催されるCOPとして位置付けられる。中東は言わずと知れた産油地域である。再生可能エネルギーに力を入れつつも、原油から完全に脱却することには消去的な同地域の国が、COPホストとしていかなる采配を振るのかが注目された。

COPの流れとしては、2021年に英国で開催されたCOP26で、気温上昇幅1.5℃を目指すために、2050年までの排出量実質ゼロの重要性を再確認したグラスゴー合意が、近年の重要なポイントである。翌年2022年のCOP27では、途上国における気候変動による被害を救済するための「ロス&ダメージ」が主要議題となり、基金設立が認められたが、排出量削減については、大きな進展は見られなかった。

今年は、日本だけでなく世界各地で猛暑が観測され、世界気温上昇幅も、1.4℃程度になるだろうと予想されている。1.5℃目標を確認したCOP26から2年しか経っていないにもかかわらず、その目標に向かってじりじりと温暖化が進んでいることが実感された。

パリ協定14条に規定されている「グローバルストックテイキング」とは、パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みである。1回目を2023年に実施することが明記されていたため、これがCOP28の主要議題となっていた。

2. COP28の主要成果

(1) グローバルストックテイキング

現在まで、世界全体での温室効果ガス排出量は増加し続けている。各国の排出抑制努力の結果、増加速度は弱まり、近い将来にピークアウト(減少に転じる)することも予想されているが、1.5℃や2.0℃に至るためには、もっと大胆に減らす必要がある。この状況と具体的な政策の記述が議論となった。迅速な排出削減を求める欧州や島国等は、化石燃料利用の廃止(phase out)という文言の明記を主張したが、議長案からこの言葉が一旦削除されたことで強い反発があり、文言の調整が最終日の延長につながった。最終的に合意された文章は、玉虫色である：この決定的な10年で行動を加速させ、科学とともに、2050年までのネットゼロ達成のために、エネルギーシステムを化石燃料から公正・公平な方法で脱却する(筆者訳)。石炭のみならず原油を含めた「化石燃料」に対して、今後の方向性を示した初めての合意という意味では画期的であるが、減らす時間軸が言及されていない点では、残念としか言えない。

一方、同じ段落には、再生可能エネルギーの発電容量を2030年までに3倍、エネルギー効率改善率(年率)を2030年までに2倍等の目標も書き込まれている。また、同文書内には、1.5℃以内に温暖化を抑制しようとするならば、2019年比で、2030年までに43%、2035年までに60%削減、2050年までに二酸化炭素実質ゼロを達成する必要がある、という時間軸も明記されている。来年以降、2035年の各国の排出削減目標提出が注目されるようになることから、上記の数値

は、重要な参考値となる。この参考値と同水準の削減を目指すのであれば、必然的に化石燃料燃焼の大幅削減が含まれることになる。

(2) ロス&ダメージ

昨年の COP27 で設置が決定されたロス & ダメージに対応するための新たな資金措置に関する議題は、COP28 開催直後に話し合われ、基金の基本文書を含む制度の大枠について決定が採択された。そして、主要先進国から、拠出金額に関する誓約がなされた。基金については、気候変動の影響に特に脆弱な途上国を支援の対象とすること、世界銀行の下に設置すること、先進国が立ち上げ経費の拠出を主導する一方、公的資金、民間資金、革新的資金源等から拠出を受けること等が決定された。

(3) 長期気候資金

パリ協定が採択された COP21 では、2020 年以降の気候基金に関する数値目標を合意することができなかった。そのため、2025 年以降の新しい気候資金合同数値目標を定める必要があり、その期限を COP29 (= 第 6 回パリ協定締約国会合) としている。残り 1 年となったが、今回は交渉の進展を見ることはなかった。来年 1 年が重要な時期となる。

(4) テーマ別イニシアチブ

気候変動問題は、緩和策（排出量削減）にしても、影響・適応策（気候変動による悪影響による被害に備える）にしても、他のさまざまな国際課題と関連することが多い。今回の COP で特徴的だったのは、気候変動と関連するテーマの方からも議論を進めて、個別に合意を形成する工夫がなされていたことだった。「持続可能な農業・強靱な食料システム・気候変動対応に関する首脳級宣言」、「世界全体での再生可能エネルギー 3 倍・エネルギー効率改善率 2 倍宣言」、「気候と健康宣言」や、原子力、水素、二酸化炭素回収・利

用・貯留（CCUS）& 二酸化炭素除去（CDR）等、多様なテーマでそれぞれ合意し、その一部が、上記の公式な決定文に反映された。

COP は、条約のすべての締約国が集まり、コンセンサスで意思決定をしているため、合意に多くの時間を要するという短所がある。1 国でも反対すれば、合意は得られない。そこで、COP26 の頃から、COP の正式な議題とは別に、同じ関心事を有する国や企業が、自発的な連携（アライアンスやイニシアチブと呼ばれる）を公表するようになった。この動きは、今後ますます重要になるだろう。

3. 今後に向けて

今回の COP で、ホストの UAE は、原油から再生可能エネルギーなど次の新たなエネルギーに向けた飛躍を目指してもがいているように見えた。化石燃料の時代が終わりつつあることを頭では分かりつつ、急に廃止することに対する抵抗感が強い。このことは、必ずしも中東諸国に限ったことではないだろう。急速な転換には痛みを伴うからこそ、早め早めで少しずつ変えていくことが重要である。

次回 COP29 をアゼルバイジャンで、2025 年の COP30 をブラジルで開催することが決まった。ブラジルでは、大統領の交代により、気候変動に対する意識が高いルラ大統領がアマゾンの森林保全に向けて精力的に動いている。化石燃料利用に関する議論と併せて、土地利用による森林減少傾向を食い止める行動にも関心が寄せられることを期待する。

また、今回の COP は、イスラエルとガザ地区での紛争など、他の国際課題と重なった。紛争は、人道的な危機であると同時に、人を殺傷するためにエネルギーを使うという意味で、気候変動にとって大きなマイナスとなる。2024 年の世界に平和が訪れることを、気候変動抑制のためにも祈りたい。

COP28 での損失と損害基金の運用化合意 ：気候危機と債務危機の観点から

ながれ

田村 堅太郎 (たむら けんたろう / 公益財団法人 地球環境戦略研究機関)

はじめに

アラブ首長国連邦 (UAE) で 2023 年末に開催された国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28) は、初日に地球温暖化の悪影響による損失と損害に関する基金の運営方法が合意される想定外の成果で幕を開けた。しかし、2023 年は観測史上最も暑い年となり、世界で気候変動に関連する被害が多発した。他方、債務危機にも直面している途上国は、厳しい財政状況の中、気候危機に対応していくことになる。

もう一つの危機：債務危機

2020 年の新型コロナウイルスの世界的大流行による経済混乱への対応として、各国の中央銀行はマネー供給量を増加させた。そこに、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰が追い打ちをかけ、記録的なインフレとなった。そのインフレを抑え込むために先進国を中心に急速な金融引き締めによる金利引き上げを行ったことで、途上国の利払い負担が増加し、債務危機が表面化した。

世界銀行は 2023 年 12 月、途上国の債務返済が 2022 年に前年比 5% 増の 4435 億ドル (約 65 兆円) となり、過去最高を更新したと発表した。この 3 年間だけでも、発展途上国 10 か国で 18 件の債務不履行が発生し、現在、低所得国の約 60% が債務危機の高リスクにあるか、すでに債務危機に陥っているとされている。また、国際通貨基金 (IMF) は、気候変動に特に脆弱な 59 の途上国のうち、34 カ国が債務危機の高リスクにさらされていると指摘している。

こうした国々における利払い負担の増加は、保健、貧困対策、教育、環境といった重要なニーズから希少な財的資源をシフトさせてしまうほか、農地開発や資源採掘のための無秩序な森林破壊などにつながることを懸念される。また、IMF はこうした国々が所得を向上させるためには、2022 年から 26 年にかけて 4400 億ドルの追加の資金提供が必要としている。しかし、途上国の債務再編交渉も難航している。

このように気候危機に対して脆弱な途上国の多くは、もう一つの危機である債務危機に直面している。そうした状況を踏まえ、次に、気候危機がもたらす損失と損害に対処するための基金について、その特徴と課題を考察する。

損失と損害基金：今後の課題

COP28 で運用ルールが合意された損失・損害基金の注目点は、支援対象国が広範囲になる可能性があること、支援対象課題も多岐にわたること、そして、既存の様々な資金支援との間の調整や補完性が強調されていることである。まず、支援対象国については、「特に脆弱な途上国」としているが、その具体的な定義は定めていない。そのため、多くの途上国が同基金へのアクセスを希望する可能性がある。そこで、同基金の理事会が資金の分配ルールのあり方を今後議論することとなった。考慮事項として、脆弱国の優先課題やニーズ、国家間・地域間バランスが挙げられているほか、後発開発途上国 (LDC) や小島嶼発展途上国 (SIDS) への最低分配額の設定も考慮するとしている。いずれにせよ、政治的

に難しい議論になることが予見される。

支援対象としては、気候変動の悪影響に伴う経済的及び非経済的な損失・損害が含まれる。非経済的な損失・損害とは、個人の生命・健康、社会的な文化遺産や文化的アイデンティティ、生物多様性などの損失・損害を指す。また、異常気象への即応的支援の他、中期または長期にわたる復旧、復興、再建のほか、強制退去、移転、移住への対応、気象情報とデータの整備のための資金も含まれる。さらに、海面上昇、海洋酸性化、砂漠化等を意味する「緩慢に進行する現象 (Slow-onset Events)」に起因する損失と損害にも対処するとしている。

このように損失・損害基金の支援対象国および支援対象課題が広範囲に及ぶこともあり、同基金を含めた様々な資金支援の間の調整・補完性を新たな資金アレンジメントの下に推進していくこととなった。いかにして補完性を構築するのかについては、今後の理事会での検討課題となる。

損失・損害基金に関する最大の課題は、一定規模かつ継続的な資金源を確保できるかどうかである。今回の決定では、資金的貢献は自主的な性質となり、先進国に対しては資金提供の継続を要請し、その他の国々に対しては資金提供を奨励している。COP28 会期中に UAE および先進国の一部が総額 8 億ドル弱の拠出声明を行った。しかし、2030 年までに発展途上国が被る損失と損害の総額は年間 5800 億ドルになるとの推計もあり、この拠出額では不十分である。そこで、同基金は、適宜、公的、民間、革新的資金源からの無償資金や譲許的融資など、多様な資金源からの拠出を受けることができるとしている。

革新的資金源について、COP 決定の中で特定のものに言及されているわけではないが、これまでの気候変動交渉において、国

際航空や国際海運への連帯税、一律的な炭素税、金融取引税、グリーン・デット・スワップなどが議論の遡上に上がっている。グリーン・デット・スワップとは、発展途上国政府が抱える対外債務（デット）の一部を、NGO や先進国政府等が肩代わり（スワップ）する代わりに、当該国は環境（グリーン）プロジェクトを実施するというスキームである。ただし、これらの革新的資金源は、主要な資金源や金融スキームとはなっていない。

おわりに

損失・損害基金の運用化合意は COP28 の大きな成果であり、今後、途上国が気候危機に対処する上での出発点となる。しかし、一部の政府が拠出を表明した資金規模では不十分である。他方、途上国の多くは債務危機というもう一つの危機に直面している。この二つの危機が深刻化することは、相互に悪影響を与えうる。気候関連災害の甚大化は途上国政府の財政負担を増加させる。他方、債務危機は途上国の財政基盤を劣化させ気候危機への対応能力を削ぐこととなる。こうした悪影響は、人々の住まいや食料といったあらゆる分野におよび、格差や不均衡が増長され、社会的な不満や不公平感が高まり、結果的に社会全体の危機へと発展しかねない。債務再編の問題を話し合おう G20 の場でも、今一度、こうした視点に立ち戻り、債務問題と気候危機（なにかんづく損失と損害への対処のための資金提供）に同時に取り組んでいくことの重要性を再度確認することが不可欠である。先進国が率先して資金提供をおこなうことに加え、G20 メンバー国のように地球規模の課題に対して影響力を持ち、責任のある立場にある国々も積極的に貢献していくことが求められる。

COP28 とは何だったのか

～日本の気候エネルギー政策への含意～

ながれ

伊与田 昌慶 (いよだ まさよし / 国際環境 NGO 350.org ジャパン・キャンペーナー、東洋学園大学非常勤講師)

2023年、アラブ首長国連邦で開催された気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)にNGOとして参加した経験から、合意の意味や日本の課題について考えたい。

COP28の焦点：グローバルストックテイク

パリ協定には「グローバルストックテイク」という仕組みがある。これは、パリ協定の目標に向けた世界全体の対策の進捗状況を5年に一度評価し、その後の各国の気候目標・対策の強化に反映させるプロセスである。

COP28でのグローバルストックテイクの合意では、2019年比で2030年までに世界のGHG排出を43%削減、2035年までに60%削減が必要との認識が明記され、2035年までのNDC(国が決定する貢献)を2025年に提出することを再び求めた。

また、公正かつ秩序と衡平性のある形で「化石燃料から脱却(Transitioning away from fossil fuels)」し、決定的に重要なこの10年に行動を加速させ、2050年実質ゼロを達成すると謳った。市民や小島嶼国連合(AOSIS)は化石燃料のフェーズアウト(段階的廃止)を強く求め、EUなどからの幅広い支持を集めたが、産油国の反発も強く、妥協の結果、この表現に落ち着いた(今会合には少なくとも2,456人の化石燃料ロビイストが参加、また石油輸出国機構の幹部が、加盟国に対して、化石燃料フェーズアウトにつながるいかなる合意事項も拒否するよう書き送っていたと報じられ、NGOは嚴重に抗議した)。

さらに、2030年までに世界全体で再エネ3倍、省エネ改善率2倍との合意も実現した。これまで世界中の市民社会がよりクリーンで

公正な再エネと省エネを求めて、地域あるいは国レベルで行動を続けてきたからこそその成果であり、世界における気候行動の中心は再エネと省エネだということが決定的になった。

他方、COP合意にゼロ排出・低排出技術として原子力やCCUS(炭素回収利用貯留)が盛り込まれたことは受け容れがたい。迅速な排出削減に間に合わず、コストも高く、危険なグリーンウォッシュと言わざるをえない。ただ、「2030年3倍」とした再エネと違い数値目標も期限もなく、過大に評価すべきではない。

「脱化石」を後押しする交渉の外の動き

ドバイでは公式な交渉の外でも様々な動きがあった。議長国が呼びかけた再エネ3倍、省エネ改善率2倍の声明は、123カ国が賛同しており、COP合意に反映された。この声明にあるように再エネ・省エネのための資金支援の拡大が重要となる。他方、日本のメディアが目撃した「2050年までに世界の原子力3倍」宣言は、再エネとは対照的に、COP合意に盛り込まれず、日本を含む25カ国の賛同にとどまった。今会合に12人の参加者登録をした日本原子力産業協会は、原子力合意について「大変意義深い」としたが、むしろ再エネへの敗北が鮮明になったと考えるべきだろう。

COP28では、英加両政府が2017年に立ち上げた脱石炭国際連盟(PPCA)に、米国も新たに参加した。PPCAは、先進国が2030年までにCCSのない石炭火力発電のフェーズアウトを求めており、今やG7でPPCAに不参加なのは日本のみとなった。今回の

COP28 でも石炭火力発電の削減が当然のように合意されており、脱石炭の国際潮流は加速する一方だ。

化石燃料不拡散条約の広がりも印象的だった。これは、化石燃料を直接的に規制していないパリ協定を補完するため、化石燃料の廃止や備蓄の規制、再エネへの移行を求める新条約を提唱するものだ。小島嶼国で支持が広がり、COP28 ではコロンビアもこれに加わり、賛同国は 10 カ国に増えた。COP 合意と併せ、化石燃料廃止の規範は広がっていると見るべきだろう。

COP28における日本

COP28 で登壇した岸田文雄首相は、「世界で再エネ 3 倍・省エネ改善率 2 倍」を支持すると表明した。これは前向きに評価したい。しかし、気候危機の主原因である化石燃料のフェーズアウトには言及しなかった。また、首相は石炭火力発電新設を「終了していく」とも述べたが、2011 年の 3.11 以降に浮上した約 50 基もの石炭火力発電所の増設計画を容認してきた政府が、計画段階のものがほぼ片付いた今になって「終了」というのは遅きに失している。電源開発が長崎県で進める石炭火力発電の増設計画「GENESIS 松島」を擁護するためか「終了した」ではなく「終了していく」と曖昧だったことも失笑を買った。ハリス米副大統領が「米国では 10 年以上前に石炭火力発電所の新設をやめている」と述べたのとは対照的だった。

130 カ国の 1,900 団体が参加する NGO ネットワーク「CAN」は、ドバイでも日本に不名誉な「化石賞」を授与した。理由は「脱炭素化への貢献と銘打って火力発電への水素・アンモニア混焼を国内外で推進している」というものだ。依然として、世界第 5 位の排出国・日本に対する世界の目は厳しい。

日本政府への宿題

COP28 は日本に多くの宿題を突きつけた。第 1 に、化石燃料からの脱却、再エネ 3 倍・省エネ改善率 2 倍という合意を日本の政策に反映させることである。国のエネルギー政策の基礎である「エネルギー基本計画」では、2030 年の電源構成について、再エネ比率は 36～38%のみ、原発比率を 20～22%と過大に想定し、他の先進国が全廃する石炭火力発電の比率を 19%としている。2030/35 年への脱化石、脱原発のための政策見直しは必至だ。

第 2 に、GHG 目標の強化である。現行の 2030 年目標は 2013 年比で 46～50%削減だが、Climate Action Tracker によれば、パリ協定 1.5℃目標のためには、同年比 62%の削減が求められる。COP 合意にある「2019 年比で 2035 年までに 60%削減」を大きく上回る目標の検討を急がねばならない。

第 3 に、途上国向け支援の強化である。気候資金への日本の貢献額は他国と比べて遜色ないが、その責任に照らせば不十分だ。日本は、バングラデシュの石炭火力発電のような排出を増やす事業を支援し、それを気候資金の実績として報告したことが報じられ、批判された。気候災害と多重債務に苦しむ途上国にはローン型の支援ではなく無償資金協力こそが求められる。損失と被害基金への拠出も急ぐべきだ。2024 年、日本がなすべきことはあまりにも多い。



COP28 で日本に「化石賞」(筆者撮影)

設立 30 周年記念シンポジウム①

12月3日（日）に、「日本の市民社会のこれまでと今後」をテーマに、環境文明 21 設立 30 周年記念シンポジウムを開催しました。当日は会場、オンライン併せ、全国から会員の皆様にご参会いただきました。基調講演、パネルディスカッション、懇親会の様子を今月、及び次月号でご紹介します。

【基調講演】「市民社会の 30 年と今後の展望」 大阪大学教授 大久保規子氏

2023 年は「世界人権宣言」75 周年。1970 年の「東京宣言」で、環境権が基本的人権であり、現代だけでなく将来世代との世代間衡平を考慮すべき、という考え方が示されたが、その後、世界各国の市民社会の後押しにより、2021 年に国連人権理事会で、また昨年は国連総会で環境権の承認を求める決議が採択され、現在 161 カ国、国連加盟国の 80% 以上が環境権を承認するまでになった。

欧州では、既に 86 年に欧州評議会で環境団体の政策参加に関する決議が採択され、環境団体・市民社会との対話が政策協議として位置づけられていたが、国際的には 1992 年の「環境と開発に関するリオ宣言」の第 10 原則（参加原則）で、環境問題は全ての市民が参加しなければ解決できないと明記され、98 年には、環境分野での政策決定に市民社会の参加を保障するという点で画期的な「オーフス条約」が国連欧州経済委員会のイニシアティブにより採択され、2001 年に発効した。更に 2018 年にはラテンアメリカおよびカリブ諸国が、オーフス条約を更に発展させた地域条約「エスカズ協定」を採択した。オーフス条約では参加の三本柱として、参加促進に必要な情報アクセス権、決定への参加権、違法な行為を是正するための司法アクセス権がすべての市民に保障されており、環境 NGO は環境利益をまとめる重要な役割を持つことが前提とされている。

日本では、70～80 年代に革新自治体や公害訴訟を支えた市民社会が環境政策の展開も支えてきた。93 年の環境基本法の制定によ

り環境法が再編され、95 年の阪神淡路大震災で NPO 活動の重要性の認識が高まり、99 年の情報公開法や 93 年の行政手続法の制定など行政全般において情報公開や参加手続規定が整備された。2000 年の地方分権改革では、国だけでなく地方でも住民自治の促進が提起され、各自治体において市民参加協働条例や自治基本条例の整備が進んだ。21 世紀に入ると、環境文明 21 が先導した 2003 年の環境教育推進法の制定や、生物多様性基本法の改正により政策形成に民意が反映される仕組みは一応つくられ、2016 年には SDGs 達成のための分野横断的なプラットフォームが設置された。98 年の NPO 法の制定、93 年の地球環境基金の創設、96 年の環境パートナーシップオフィス設置などにより NPO 活動の基盤整備が進められ、98 年には大半が任意団体であったのに対し、法人格の取得は大きく進んだ。しかし予算規模については、現在でも 100 万円未満の組織が過半数を占め、98 年当時とあまり変わっていない。

オーフス条約の参加の三本柱に照らしてみると、日本は欧米やアジアの主要国と比較して司法アクセス権が弱く、環境を守る「環境公益訴訟」が環境団体や市民に認められていない。環境公益訴訟は欧米先進国だけでなく、南米やアフリカ、欧州、オーストラリアなどでも広く認められており、アジアでも主要国の中で日本や韓国を除いてほぼ普及している。現在の主要国での気候変動訴訟に見られるように、欧米の環境団体は環境法に違反した政府や事業者に対して訴訟を起し、そ

れを是正して環境政策の実効性を確保する手段とするが、日本でそれが出来ないことは活動の大きな制約となっている。

情報アクセス権についても、公益事業者の環境への排出情報の公開が限定的であり、行政が有する企業の排出情報の公開原則がないなど、諸外国に遅れをとっている。

政策決定への参加という点では、様々な法律が整備され新しい参加手法も構築されてきたが、参加規定そのものが少ない、参加のタイミングが遅い、参加の機会が少ない、参加が法律で保障されていない分野がある、などの課題が多い。特に日本では意見の書面提出が主流で、公聴会や意見交換会の開催は国や自治体の任意となり直接的な意見交換が限定されている。

「参加原則」の3つの柱を実現するための基盤整備には、弱者への配慮、環境団体への助成、能力の習得・構築の支援（キャパシティ・ビルディング）が重要だ。特にNPOへの助成金について、日本と欧州とでは大きな違いが見られる。欧州では、本来であれば行政が環境利益を政策に適切に組み込むために行う作業をNPOが代行すると考えられ、公益的な観点からNPO活動への助成が行われる。日本ではNPOに対する助成はプロジェクト助成のみだが、欧州では人件費も含む事業助成に加え、運営助成によりオフィスの賃料や、NGOの政策形成のための意見集約作業も支援する仕組みがある。例えばドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン州では生物多様性の保全のために40のエコステーションを設置し、1カ所あたり約3000万円の補助金を支給している。更に政策形成のための意見調整に必要な費用やプロジェクトへの事業助成もある。NPOの意見調整活動を担う事務局が入る共同オフィスも用意され、建物やスタッフの経費を含む年間約1億円も支

給されている。宝くじやカジノ収入の一部を資金源として、年間総額で約23億円が環境NPO等への助成に充てられており、日本の地球環境基金による年間助成金6億円とは大きな開きがある。さらに欧州環境事務局の下、欧州の様々な環境団体が連合し、環境利益をまとめ上げ、環境に関する重要な提言を行う体制が出来ている。環境政策への市民参加は時間がかかり、有効性が見えにくいと言われることもあるが、2023年のドイツでの実態調査によれば、公務員、事業者、環境団体の80%以上が、市民参加は有効に機能しており、環境意識の改善につながっていると答えている。

キャパシティ・ビルディングについては、環境・人権条約と言われる中南米のエスカズ協定で規定されている。公務員や司法関係者のそれが最初に挙げられているのは、彼等が概念を理解していなければ協定の実効性が担保されないためだ。また、エスカズ協定では環境活動家に対する様々なハラスメントからの保護も重要な規定となっている。

環境権を人権として位置づける国連の環境権決議により、環境問題は人権問題であるとの認識が国際的に主流となりつつある。気候変動問題も人権問題と捉えるべきであり、今後は参加権を含む様々な環境に対する権利の認識を持つことが不可欠だ。また生物多様性



分野の議論から人間も生態系の一部であるという認識も広がっており、実際エクアドルやボリビアでは「自然」の権利を認めるに至っている。

しかし自主的取組による参加には限界がある。権利の保障もあってはじめて参加が実効的なものになるのであり、自主的取組に依拠

してきた日本の環境政策は限界が見えている。現在進行中の第6次環境基本計画や今後の環境基本法の見直しにおいては、市民社会の力が欠かせないことから、国が参加を保障する仕組の導入を検討すべきであろう。

(文責：事務局)

【パネルディスカッション】

パネリスト：杉浦淳吉氏（慶應義塾大学教授）、関口宏聡氏（NPO 法人セイエン代表理事）

井田淳氏（自治体職員、環境文明 21 会員）

コーディネーター：藤村コノエ NPO 法人環境文明 21 代表

コメンテーター：加藤 三郎 NPO 法人環境文明 21 顧問

○日本の市民社会、政策提言型NPOが

活躍できない理由

藤村：大久保先生のお話を踏まえ、日本の市民社会をこれからどう育てていくべきか、当会は何ができるかについて話し合いたい。まず、日本の市民社会、特に政策提言型NPOが欧米に比べて活躍できていない理由を考えたい。

杉浦：日本では、環境問題をよく理解していて大事だと思いながらも、周りの人がどう考えているか分かるまでは、自ら環境について話さない傾向がある。これには参加の機会が少ないことがあるようだ。これまでの調査研究で、周りの人も同じように考え行動すると思えると、自分も行動しようと思い実際に行動に移すことが明らかだ。まず同じ関心を持つ人が集まる「場」を作り、互いに話をするキッカケを作ることが大事ではないか。多くの人に関心を持っていることが分かれば、自分も参加し、他の人も誘って行動していく自信が持て、市民参加が広がっていくので、最初の一步となる「場」づくりを工夫したい。

関口：現在所属しているセイエンは中間支

援組織・NPO支援組織で、すべての分野のNPOを応援する立場だ。日本のNPOは苦しい時代もあったが、環境分野以外ではそれほど悪くない現状。例えば政策提言によりNPO法や孤独孤立対策推進法など、議員立法で何本も法律が通っており、環境教育推進法も含め、大きな社会変化を生むような事業もかなり出てきている。財政的な側面も、環境分野は若干課題があるが、例えば休眠預金の活用制度や金融機関がNPOに融資する傾向もある。政府の審議会や重要な政策会議にNPOが参加し、政策参与として官房に加わる例、子ども家庭庁への職員派遣などの例もあり、NPOの社会的ポジションの向上は確実に進んでいる。しかし環境分野の年間予算や高齢化の話、代表者の年齢の話は、他分野のNPOと比べるとやや深刻だ。環境分野のNPO支援が進まない理由・課題を検討し、資金を環境分野に効果的に活用できるよう改善していく必要がある。

井田：当会会員として学生時代には活動に熱心に参加していたが、結婚して子供ができるとなかなか時間が割けず、市民社会か

らは遠ざかる感覚もあった。しかし毎日の生活、特に子育てを通じて築かれる地域の繋がり、コミュニティは存在しており、市民は皆何らかのコミュニティには所属している。例えば、廃棄物や緑の保全といった生活に密着した身近な問題には関心を持つ人・コミュニティは多く、そこを入口として環境問題全般への関心に広げる工夫が必要だろう。一つの事象から社会的な話に関心を向けるためにも、個々の事象が関連性を持ちつつ環境行政が成り立っていることをアピールし、それぞれのコミュニティをつなげていくのが自治体の仕事ではないか。

藤村：ヨーロッパなどで環境NPOが若者にとって職業選択肢の一つになっているのは、NGO・NPOが社会的に認知され、収入や労働条件の面でも普通の会社と同レベルだということもあるようだ。普通の市民が環境問題に関心を持ち、NPO活動に参加しようと思うためには、「きっかけ・入り口」について考える必要があるようだ。その前に、なぜ環境分野のNPOが、元気がないのかについて、もう少し関口さんに伺いたい。

関口：まだ分析が十分とはいえないが、他分野の政策提言が活発な団体は、概ねサービス提供とアドボカシーの両方を行ってお

り、それによって事業基盤や財務基盤が安定しているようだ。しかし環境分野ではこの両立が難しい歴史的な経緯がある。新しい法律を作るには多額の資金が必要で、そのタイミングの見極めやロビー活動が重要だが、常勤スタッフを雇用できる資金的基盤がないとチャンスを逃すことがある。アメリカでは支援を行う財団が存在し、ドイツでは政府や地方政府が支援するが、日本ではどちらも不足している。今後のファンディングはどのようなタイプを目指すのか検討が必要。

藤村：環境教育等促進法の際にはどこからも資金は出ず、交通費も自己負担だった。ドイツでは政策提言のための経費が保障されるのは羨ましいことだ。

加藤：当会の会員は最大で約700～800人ほどに達したことがあるが、現在は200～300人程に減少している。年収が1000万円ほどなのに田園調布にオフィスを構えてやっていけるのはスタッフの給料が高くないからだ。本来は、大学生が就職先の選択肢として、官庁か会社か、あるいはNPOかというくらいになるべき。環境NPO職員でも、結婚もできるし、子供も持てるし、学費も払えるという社会に早くなって欲しい。

(文責：事務局)

<続きは2月号に掲載いたします>



加藤顧問、藤村代表



杉浦淳吉氏



関口宏聡氏



井田淳氏

気候異変に関するグテーレス国連事務総長の発言

事務局

アントニオ・グテーレス氏は、ポルトガル出身の老練な政治家です。リスボン工科大学で学び、27歳で国会議員（社会民主党系）になった後、EU評議会議員、ポルトガル首相、第10代国連難民高等弁務官を務め（緒方貞子さんは第8代）、2017年1月より国連事務総長の激職にある方です。国連事務総長として当然のことながら、環境の危機に深い憂慮を寄せ、度々発言していますが、昨年あたりから、気候の危機の深まりを受けて、以下のように、そのトーンをかなり上げています。

■2022年11月 COP27（エジプト）での開会挨拶

「時は刻一刻と過ぎていきます。私たちは生死を掛けた闘いの中にいます。そして私たちは敗北しつつあります。温室効果ガスの排出量は増え続けています。世界の気温は上昇し続けています。私たちの地球は、気候変動による混乱が取り返しのつかないものとなる臨界点へ、急速に近づいています。私たちは、気候変動地獄へと向かう高速道路を、アクセルを踏んだまま走っているのです。」

■世界気象機関（WMO）による「今年の7月は史上最も暑い夏だった」との発表（7月27日）を受けて

「地球温暖化の時代は終了し、地球沸騰の時代が到来した。リーダーたちは仕事をしなければならぬ。躊躇はもうだめだ。言い訳もだめだ。誰か他の人が口火を切るのを待つのもダメだ。その時間はもうない。1.5℃へ気温が上昇するのを止め、最悪の気候変動を回避することはまだ可能だが、それは劇的で直ちに対策を取る場合にのみ可能だ。」

■世界気象機関（WMO）による「この8月は最も暑い夏になった」との発表（9月6日）を受けて

「気候の破壊（breakdown）が始まった。化石燃料への過度の依存が何を引き起こすかについて、科学者たちはずっと警告し続けてきた。世界各地で起きている異常気象事象に対応できるスピードを超えて、地球の気候の崩壊が進みつつある。気温の急上昇を抑えるには、私たちが一斉に対策に動き出す必要がある。リーダーたちは気候問題の解決に一層熱心に取り組まなければならない。まだ気候変動による最悪の混乱を避けることはできる。ただし、一刻の猶予もない。」

■「気候野心サミット会議（Climate Ambition Summit）」（9月20日）の開会の言葉

「人類は地獄の門を開けてしまった（Humanity has opened the gates of hell.）。地獄の炎のすさまじい熱により恐ろしいことが起こっている。」

『持続可能な世界に向けた新たな環境教育』 藤村コノエ著

社会変革への素敵な贈り物

地球温暖化による気候危機が深刻化し、「気候崩壊」の言葉まで登場した。新型コロナウイルスによるパンデミックが世界を直撃する一方で、ロシアのウクライナ侵攻、ハマスとイスラエルの戦闘が起こった。核戦争の脅威もある。誰もが「世界がおかしくなっている。何かできることはないか」と考えるだろう。

そんな中で NPO 法人環境文明 21 代表の著書『持続可能な世界に向けた新たな環境教育』が出版された。豊富な体験に基づき、的確な現状分析と世の中を変えるにはどうしたらいいかを分かりやすく示した。私には同書は混んとした時代向けの「素晴らしい贈り物」に思える。多くの人が読んでほしい。

順を追って主な内容を見ていこう。第 1 章は「危険な世界に生きている私たち」。命の基盤となる環境の危機として、異常気象の頻発などの気候危機と自然の恵みをもたらす生物多様性の危機を挙げた。さらに非正規雇用の増加や経済格差、出生率の低下など暮らしと命の危機、子どもへの虐待や「今だけ、金だけ、自分だけ」の風潮といった人間性の危機、議論をしない国会などを例に民主主義の危機に触れている。

第 2 章「持続社会に向けた教育と学びの今」は、目先の経済優先の教育が重視され、経済に役立つ人間の育成が中心となった日本の教育の限界を指摘し、より良き人生と持続可能な社会の実現を意識した教育改革の必要性を訴えた。物質的には豊かに見える子どもたちが精神的には決して幸福を感じていない現実もあるという。

第 3 章「日本の市民社会 (NPO/NGO) の今」では、市民社会を支える仕組みが乏しいことを強調。〈環境文明 21 が活動を開始した約 30 年前と変わらぬ「行政からも市民からも支援が得られない」日本の環境団体の厳しい現状は続いています〉〈NPO/NGO の誠実さと実力を認め、政策作りへの参加やそのための支援を少しでも進めてほしいと願っています〉と述べている。その通りだろう。

最後の第 4 章「環境と持続可能性のための教育・学びの提案」が結論部分だ。現在のような経済重視の教育ではなく、予測困難な新しい時代にも適応できる力を育む「持続可能な社会に向けた教育」に転換することを提唱し、〈教育や学び本来の姿を取り戻すことが、学校教育だけでなく、私たち大人の学びにとっても大切なことです〉と指摘している。

一般に人にもできそうな行動として、まずは話してみる、気候市民会議に出席する、NPO/NGO の活動に参加する、地元の政治家に働きかける、本当の豊かさ、幸せとは何かを考えてみる、の 5 つを提案。中でも様々な危機の中で生きていかざるを得ない私たちこそが、子や孫の時代のことも考えて、本当の豊かさとは何か、幸せとは何か、を考え直し、行動を変える時期にきているのではないのでしょうか〉の記述は強く印象に残る。

小学校教員を経験し、環境教育等促進法の成立に力を尽くした藤村さん。50 歳を過ぎて、環境問題の政策形成には NPO の参画が有効かつ不可欠なことを学問として立証しようと大学院に通って博士号を取得した。3 年間は土日・祝日は家にこもって本を読み論文を書く日々だったと述懐する。今回の著書の執筆には通常の仕事をこなしつつ 1 年かけて取り組んだという。その教育・学びへの意欲に頭が下がる。

環境文明 21 初代代表の加藤三郎さんは、2020 年秋に自らの活動の集大成として『危機の向こうの希望』を出版した。会員の一人として、環境文明 21 はこんな 2 人を中心に 30 年余活動を続け、優れた業績を上げたのだと痛感した。後継者を育ててほしいと願うし、少しでも今後の活動の役に立ちたいと思う。

横山裕道 (よこやま ひろみち / 科学・環境ジャーナリスト)



出版：玄武書房
※ Amazon にて購入可。Amazon での購入が難しい方は事務局まで

環境文明社会づくり あれこれ(29)

源流(29)

いうまでもなく環境庁は環境を保全する重大な使命と責任がある。しかし、企画調整官庁なので、交通公害に関しては交通に関する様々な権限を有する警察庁、運輸省、建設省、通産省などの実施官庁に対し、何を要請すべきかを室内でしっかり検討し、80年6月、中央公害審議会に諮問し、各界有識者や専門家に広く検討してもらうことにした。

諮問文には、これまでも環境基準の設定、発生源対策、周辺対策等を実施してきたが、いまだ十分な成果をみるに至っていないため、交通公害問題に多面的に取り組み、総合的な施策を樹立することが急務であるとの認識を述べた上で、「今後の交通公害対策のあり方を明らかにする必要がある」ので、審議会の意見を求めて、土屋義彦長官名で諮問した。これを受け、中央環境審議会は、この問題を審議するため交通公害部会を設け、そこに「物流」と「土地利用」の両専門委員会を立ち上げて検討を開始した。私ほかスタッフは、公害現場への対応とともに、二つの専門委員会での検討に資する資料

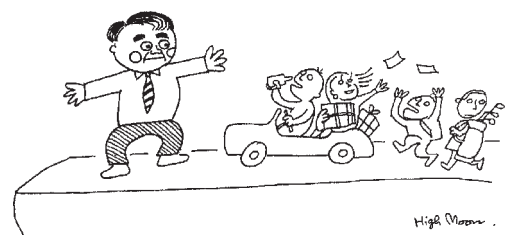
作りに追われた。そんな中でも、作業終了後の夜には、スタッフ一同で新橋の小さな(安い)スナックに出かけ、当時はやり始めたカラオケで仕事の緊張を洗い流したこともよくあった。好んで歌った中の一つに、八代亜紀さんの「舟唄」があったが、40年以上経った今でも、この歌をTVなどで聴くと、当時の仲間の顔が目に浮かぶ。

もう一つ。その頃のある日曜日、私は家で寝転んで島崎藤村の大作『夜明け前』を読んでいて次の一節にぶつかった時には、思わず起き上がり、目を凝らして読み直した。そこには「交通の持ち来す変革は水のように、あらゆる変革の中の最も弱く柔らかなもので、しかも最も根深く強いものと感ぜられることだ。その力は貴賤貧富を貫く。人間社会の盛衰を左右する。歴史を織り、地図をも変える。」と書いてあった。この文言は、『夜明け前』第二部において、主人公青山半蔵(明治維新前後に中山道の馬籠宿駅長)をして語らせた言葉である。交通といえば、徒歩に水運、せいぜい馬と駕籠の時代に生きた主人公の口を通して、交通の本質、この場合、

加藤 三郎

より正確に言えば、交通の意義なり社会に及ぼすインパクトを見事に言い当てている作者藤村の見識の高さに感服したのである。実際、飛行機一つとっても、アメリカの片田舎の自転車屋のライト兄弟が動力を用いて59秒ほど空に浮き260メートルほど初めて飛ばした「航空機」が、70年足らずのうちに何百人もの人を安全に運ぶジャンボジェット(B747)として世界中に就航し、国境を易々と飛び越えることになるとは、ライト兄弟も考えもしなかっただろう。自動車に至っては、もっと根こそぎ地図を変えた。

この藤村の言葉を読んでから、私は「衣食住」という生活にとって不可欠なものを示す成句に交通の「交」を追加し、「衣食住交」とした。しかし兵庫や東北の大震災のあと医療の重要性を再認識し、「衣」を『医』に変え、さらに環境文明社会を考えるようになってからは、楽しみ、娯楽の重要性にも気付き、今では「医食住交楽」を人間が生きる上で不可欠なものの代表と考えている。



日程のお知らせ

●経営者「環境力」クラブ定例会

日時 2024年1月31日(水)
※オンラインにて開催

●環文サロン

日時 2024年2月9日(金) 16:00～17:00
※オンラインにて開催

●経営者「環境力」大賞顕彰式・発表会

日時 2024年3月1日(金) 午後
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷(オンライン併用)

●エコサロン大阪(関西グループ)

次回の会合について、日時、場所、内容は許斐(このみ)さんにご連絡ください。
(tomato331.konomidaisy@gmail.com)

★環文ミニセミナー

第29回 1月26日(金)16:00～17:00

「戦争、難民、気候変動(仮)」

講師 明日香 壽川氏

(東北大学 東北アジア研究センター・

同大学院環境科学研究科教授)

※参加をご希望の方は、各回の開催前日までに、事務局へメールにてご連絡ください。

★会費支払・ご寄付のカード決済導入のお知らせ

いつも温かいご支援とご協力を誠にありがとうございます。この度当会では、これまでの振込用紙での振込と併せて、IT導入補助金を活用し、クレジットカード等での会費支払・ご寄付が可能となる仕組みを導入、以下の通り順次運用を開始いたします。

1月～:ご寄附(都度寄附、毎月の継続寄附)

4月～:会費

なお、カードの利用をお考えの方は、HP右上の「ご参加・ご支援」より詳細をご確認下さい。

引き続きご支援・ご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

うらかた日記 抄

■元日から大変な年に。大規模な災害発生時、初期の段階で個人にできることは寄附かと思いますが、近年 SNS の普及もあり、寄付を公表する著名人が増えたように感じます。それに対し、「売名だ」とか「言わないのが美德」などと言う人もいるようですが、著名人の寄付を知って、「自分も！」と考える人がいるのは間違いのないですし、例え売名の意図があったとしても寄附は寄附。マイナスなことは何もない気がします。ちなみに私は今回、集まった寄附金で支援物資を購入し、被災地に届ける活動をしている社団法人に寄附をしましたが、その団体を知ったのはネットニュース。取り上げられていた理由は代表が著名人だから。検索し、過去の実績・理念をみて寄附を決めました。代表が著名人でなければ知ることもなかったでしょう。(M)

■元旦早々の能登地震、想像を絶する被害に、言葉が見つかりません。亡くなられた方のご冥福と被災された皆さんに1日でも早く平穏な日常が戻ることを祈るばかりです。／悲しい出来事で始まった新年ですが、気持ちを切り替え全員で恒例の参拜に。昨年あたりからご祈祷も数組合同なので、お宮参り、厄除け、家内安全と賑やかです。待ち時間には、「うらかたで所長の様子がよくわかる、と書かれた年賀状が多かった」と所長。「今年からはこれまであまり書けなかったことも書いていこうかな…」と言うと、「それはだめ、もっともっと美化して書いてね!」と。年末の鼻かぜの名残か鼻水を手で拭うその姿をどう美化すればいいのか??その後の事務所でミニ新年会では取り箸が行方不明に。きっと所長が、と思ったら案の定、左手に取り箸、右手に直箸が。新年早々いろいろと笑わせてくれます。日本も世界も困難な時代ですが、せめて当会は明るく元気に精一杯頑張っていきたいと思っています。(コ)



多摩川浅間神社にて

目次(32巻1号)

今月のテーマ: COP28 を終えて…

【風】

考え方や行動を変える……………藤村コノエ 1

【ながれ】

政治バランスを反映した微妙な合意: COP28 の概要

……………亀山康子 3

COP28 での損失と損害基金の運用化合意

: 気候危機と債務危機の観点から……………田村堅太郎 5

COP28 とは何だったのか

～日本の気候エネルギー政策への含意～伊与田昌慶 7

【報告】

設立30周年記念シンポジウム①……………事務局 9

気候異変に関するグテーレス国連事務総長の発言

……………事務局 13

【書評】

……………横山裕道 14

【環境文明社会づくり、あれこれ】……………加藤三郎 15

【うごき】……………16

うらかた

環境と文明

2024年1月号

2024年1月22日発行

第32巻 第1号 通巻364号

発行所: 〒145-0071 東京都大田区田園調布2-24-23

ハイツ DORIKONO 301

認定 NPO 法人 環境文明 21

TEL 03-5483-8455 FAX 03-5483-8755

E-mail: info@kanbun.org

URL http://www.kanbun.org/

年会費: 9,600円(正会員・賛助個人会員・購読)

郵便振替口座 00220-1-51770

ゆうちょ銀行〇二九(ゼロニキュウ)店 当座 0051770

取引銀行 三菱UFJ銀行 武蔵小杉支店 普 3973465

発行人・編集人: 藤村コノエ 印刷所: 株式会社大川印刷